

## 高祖系列侯位次の政治的意義 ——位次の制定と改定を中心に——

邊見 統

前漢の高祖劉邦は高祖5年（前202）の天下平定後、功臣に対する論功行賞を行った。その際、最も大きな功績を挙げた者は列侯に封建された。

『史記』や『漢書』には、漢初に列侯の位次を定めた記事が見られる。この位次は、功績の多寡に基づく列侯の序列である。先行研究では、高祖期に「十八侯の位次」が制定され、さらに高后2年（前186）に呂氏政権によって「高祖系列侯位次」が制定されたことが指摘されている。しかし本稿において『史記』や『漢書』の位次に関する記事を分析した結果、文帝期に高祖系列侯位次が改定されていたことが明らかとなった。

高后2年に行われた高祖系列侯位次の制定は重要な政治的意義を有した。1つには十八侯の位次制定という高祖の事業を引き継ぐことで、高祖の権威の継承を図ったのである。また、高祖系列侯位次は高祖期の功績を念頭にしたものであり、位次を制定する際には列侯の高祖期の功績が確認された。つまり高祖系列侯位次を制定することは、高祖期の功績を重視する姿勢を示すことであり、ひいては高祖功臣の尊重につながった。呂氏政権はこれによって高祖功臣の支持獲得を図ったのである。この背景には呂氏一族の諸侯王への封建など、権力強化を進める呂氏政権への反発の高まりが存在したと考えられる。

一方、文帝期に行われた高祖系列侯位次の改定は、高后期の高祖系列侯位次制定と同様の目的のほか、文帝政権成立によって生じた政治的要請のもとに行われた。文帝政権は、大臣たちが呂氏政権を打倒し、代王劉恒（文帝）を推戴することで成立した。そこで文帝は高祖系列侯位次の改定に際して、呂氏集団に属していた者を位次から除外するなどした。この措置は呂氏政権の打倒を正当化し、また文帝政権の正統性を強調するものであった。

上記のように、高祖系列侯位次の制定と改定は、当時の政治状況に基づいて行われ、呂后や文帝が自らの正統性の確立や高祖功臣の支持獲得を図ったものであると言える。